

# 目 次

## 第 1 編 総則編

第 1 章 総則	1
第 1 節 計画の目的	1
第 1 趣旨	1
第 2 計画の策定	1
第 3 計画の効果的推進を図るための留意事項	3
第 2 節 久喜市の概況	5
第 1 地域の概況	5
第 2 活断層	6
第 3 河川	6
第 3 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第 1 久喜市防災会議	7
第 2 久喜市災害対策本部	8
第 3 業務の大綱	8
第 2 章 災害予防計画	16
第 1 節 防災組織整備計画	16
第 1 防災関係機関【市民部、関係各部】	16
第 2 自主防災組織【市民部】	16
第 3 事業所等における防災の推進【消防組合】	18
第 4 ボランティア等の活動支援の整備【市民部、久喜市社会福祉協議会】	18
第 5 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進【市民部】	19
第 2 節 防災教育計画	20
第 1 職員等に対する防災教育【市民部】	20
第 2 防災関係機関の組織の整備【市民部】	21
第 3 関係機関相互の連携【市民部】	21
第 3 節 防災知識普及計画	22
第 1 市民に対する防災知識の普及【市民部、教育部、消防組合、防災関係機関】	22
第 4 節 防災訓練計画	23
第 1 訓練の種別【市民部】	23
第 2 総合防災訓練の実施【市民部、関係各部、消防組合】	24
第 3 事業所、自主防災組織が実施する訓練【市民部】	24
第 4 その他の訓練【市民部】	25
第 5 訓練の検証【市民部】	25
第 5 節 防災活動拠点	26
第 1 防災活動拠点の整備【市民部】	26
第 2 緊急輸送路ネットワーク【市民部、建設部】	27
第 3 輸送拠点の設定【市民部、建設部】	28
第 6 節 情報収集・伝達体制の整備	30

第1	情報伝達体制の整備【市民部】	30
第2	防災行政無線の整備【市民部】	30
第3	情報通信設備の安全対策【市民部、財政部】	30
第4	災害情報のための電話の指定【市民部】	31
第7節	避難予防対策	32
第1	指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保【総務部、市民部、福祉部、建設部、教育部】	32
第2	避難所の安全確保【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、教育部】	34
第3	福祉避難所（要配慮者用避難所）の指定【福祉部、健康・子ども未来部】	34
第4	避難誘導體制の整備【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、教育部】	35
第5	避難所の管理運営体制の整備【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、教育部】	36
第8節	物資及び資機材等の備蓄	38
第1	飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備【財政部、市民部、環境経済部、福祉部、健康・子ども未来部、上下水道部】	38
第9節	医療体制等の整備	41
第1	救急救助【市民部、健康・子ども未来部、消防組合、埼玉県】	41
第2	医療救護【健康・子ども未来部】	42
第10節	防災都市づくり計画	44
第1	災害に強いまちづくりの推進【環境経済部、建設部、上下水道部】	44
第2	防災空間の整備・拡充【環境経済部、建設部、上下水道部】	45
第11節	災害時の要配慮者対策	47
第1	避難行動要支援者の安全対策【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、久喜市社会福祉協議会】	47
第2	要配慮者全般の安全対策【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、教育部、久喜市社会福祉協議会】	50
第3	社会福祉施設入所者等の安全対策【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、久喜市社会福祉協議会】	53
第12節	災害復旧・復興への備え	55
第1	各種データの整備保全【各部】	55
第2	罹（被）災証明書の発行体制の整備【財政部、環境経済部】	55
第3	災害廃棄物の発生への対応【環境経済部、建設部、衛生組合】	55
第4	業務継続性の確保【各部】	55

## 第2編 風水害編

第1章	風水害予防計画	57
第1節	風水害の概況	57
第2節	風水害予防計画	59
第1	水害予防対策【建設部】	59
第2	施設等の維持、補修【建設部、上下水道部】	59
第3	公共下水道の整備【上下水道部】	59
第4	浸水想定区域等の周知【市民部、建設部】	60

第5	発災前の避難決定及び市民への情報提供【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、教育部】	60
第6	事業所等における防災の推進【市民部、関係各部】	61
第7	地盤沈下対策【環境経済部、建設部、上下水道部】	61
<b>第2章</b>	<b>風水害応急対策計画</b>	<b>62</b>
第1節	活動体制計画	62
第1	活動体制【各部共通】	62
第2	局所的、地域的な対応（準備体制）【関係各部、総合支所】	63
第3	災害対策本部の設置・運営【総務部、財政部、市民部】	64
第2節	動員配備計画	76
第1	動員計画【各部共通】	76
第3節	相互応援協力計画	80
第1	地方公共団体、指定行政機関への応援要請【総務部、市民部、関係各部】	80
第4節	注意報、警報及び特別警報伝達計画	85
第1	災害に関する気象の予警報の受理及び伝達系統【市民部、建設部】	85
第2	注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準	87
第3	洪水予報等の発表基準	89
第4	消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警報等	91
第5	警報等の発表及び解除	91
第5節	災害情報通信計画	93
第1	情報の連絡体制【市民部】	93
第2	災害情報等の収集・連絡【総務部、関係各部】	97
第6節	災害広報計画	103
第1	災害時における広報体制【総務部、市民部】	103
第2	広報資料の収集【総務部】	103
第3	市民への広報【総務部、関係各部】	104
第4	報道機関等に対する発表【総務部】	106
第5	帰宅困難者・要配慮者への広報【総務部、市民部、福祉部、埼玉県】	106
第6	広聴活動【総務部、市民部】	107
第7節	水防計画	110
第1	市内の主要河川	110
第2	水防計画の位置付け【建設部、上下水道部、利根川栗橋流域水防事務組合】	110
第3 - 1	水防活動【建設部、上下水道部】	110
第3 - 2	利根川における水防活動【利根川栗橋流域水防事務組合】	111
第4	情報収集と報告【市民部、建設部、上下水道部】	113
第5	その他の水災害予防【市民部、建設部、上下水道部】	114
第8節	交通対策計画	115
第1	交通支障箇所等の情報収集【建設部】	115
第2	関係機関への通報【総務部、建設部】	115
第3	交通対策に関する措置【建設部】	116
第4	道路の応急復旧等【市民部、建設部】	117

第9節	災害救助保護計画	119
第1	避難活動【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、消防組合】	119
第2	避難所の設置・運営【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、教育部】	125
第3	救急救助・医療救護【健康・子ども未来部、消防組合、埼玉県】	129
第4	遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画【財政部、市民部、福祉部、消防組合、警察署】	137
第5	要配慮者等の安全確保対策【総務部、市民部、環境経済部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、消防組合】	141
第10節	生活支援計画	146
第1	飲料水の確保・供給【総務部、市民部、上下水道部】	146
第2	食料の供給【総務部、環境経済部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部】	149
第3	衣料、生活必需品等供給計画【環境経済部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部】	153
第4	応急住宅対策【財政部、市民部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部】	155
第5	文教対策計画【教育部】	160
第11節	障害物除去計画	164
第1	障害物の情報収集及び危険回避措置【建設部】	164
第2	道路等の障害物の除去【建設部】	164
第3	河川関係障害物の除去【建設部】	165
第4	住居にかかる障害物の除去【建設部】	165
第5	障害物の集積場所【建設部】	166
第12節	輸送計画	167
第1	緊急輸送路の確保【総務部、建設部】	167
第2	輸送力の確保【総務部、財政部】	167
第3	緊急輸送車両の標章及び証明書【関係各部】	168
第4	空中輸送手段の確保【総務部、市民部、消防組合】	168
第5	災害救助法が適用された場合の費用等【財政部】	169
第13節	要員確保計画	170
第1	労務供給計画【関係各部】	170
第14節	自衛隊災害派遣要請計画	171
第1	派遣要請【市民部】	171
第2	災害派遣部隊の受入れ体制【総務部、市民部】	173
第3	自衛隊の自主派遣	174
第4	派遣部隊の撤収要請【市民部】	175
第5	経費負担【財政部】	175
第15節	環境衛生整備計画	176
第1	廃棄物処理【総務部、環境経済部、建設部、上下水道部】	176
第2	防疫活動【環境経済部、健康・子ども未来部】	181
第3	食品衛生監視【健康・子ども未来部】	182
第4	動物愛護【環境経済部】	183
第16節	広域応援受入計画	185
第1	地方公共団体等による派遣隊等の受入れ【総務部】	185
第2	ボランティアの応援受入れ【市民部、関係各部、久喜市社会福祉協議会】	186
第3	市民、自主防災組織等の協力【市民部】	188

<b>第3章 風水害復旧復興対策計画</b> .....	<b>191</b>
第1節 迅速な災害復旧 .....	191
第1 復旧計画の基本方針 .....	191
第2 災害復旧事業期間の短縮 .....	191
第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成 .....	191
第4 災害復旧事業の実施 .....	194
第2節 計画的な災害復興 .....	195
第1 災害復興対策本部の設置 .....	195
第2 災害復興計画の策定 .....	195
第3 災害復興事業の実施 .....	195
第3節 生活再建等の支援 .....	196
第1 体制の整備【関係各部】 .....	196
第2 義援金品の受入れ、配分【福祉部、出納部】 .....	196
第3 被災者の生活確保【関係各部】 .....	197
第4 被災中小企業の融資【環境経済部】 .....	199
第5 尋ね人の相談【市民部】 .....	199
第6 被災者台帳の作成【市民部、財政部、福祉部、健康・子ども未来部】 .....	200
第7 罹災証明書の発行【市民部、財政部】 .....	200
第8 被災証明書（農業）の発行【環境経済部】 .....	201
第9 被災者に対する郵便局の特別取扱い【郵便局】 .....	201
第4節 激甚災害の指定 .....	203
第1 激甚災害指定の手続き .....	203
第2 激甚災害に関する被害状況の報告 .....	204
第3 特別財政援助額の交付手続き .....	204
<b>第4章 突風・竜巻等対策</b> .....	<b>205</b>
第1節 突風・竜巻災害の概況 .....	205
第1 突風・竜巻の特徴 .....	205
第2 その他の突風 .....	205
第3 気象庁の発表する気象情報 .....	206
第2節 予防・事前対策 .....	208
第1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及【市民部、教育部】 .....	208
第2 竜巻注意情報等気象情報の普及【市民部】 .....	208
第3 被害予防対策【関係各部】 .....	208
第4 突風・竜巻等対処体制の確立【市民部】 .....	208
第5 情報収集・伝達体制の整備【市民部、総務部】 .....	209
第6 適切な対処法の普及【市民部】 .....	209
第3節 応急対策 .....	211
第1 情報伝達【市民部、総務部】 .....	211
第2 救助の適切な実施【福祉部、健康・子ども未来部】 .....	213
第3 がれき処理【環境経済部】 .....	213
第4 避難所の開設・運営【福祉部、健康・子ども未来部】 .....	213

第5	応急住宅対策【建設部】	213
第4節	復旧・復興対策	213
<b>第5章</b>	<b>大規模水害対策</b>	<b>214</b>
第1節	大規模水害にかかる被害想定	214
第1	利根川（首都圏広域氾濫）	214
第2	荒川（元荒川広域氾濫）	214
第2節	大規模水害の特徴	214
第1	広大な浸水地域、深い浸水深	214
第2	地下空間を通じた浸水区域の拡大	214
第3	浸水による電力等のライフラインの途絶	214
第4	孤立期間の長期化と生活環境の悪化	214
第5	地域によって異なる氾濫流の到達までの時間	215
第3節	大規模水害対策	215
第1	適時・的確な避難の実現【市民部、福祉部、健康・子ども未来部】	215
第2	応急対応力の強化と重要機能の確保【関係各部】	217
第3	地域の大規模水害対応力の強化【市民部、埼玉県、防災関係機関、事業者】	217
第4	氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減【建設部】	218
第5	防疫及び水害廃棄物処理対策【環境経済部、建設部、健康・子ども未来部】	218
<b>第6章</b>	<b>雪害対策</b>	<b>219</b>
第1節	雪害対策計画	219
第1	予防・事前対策【関係各部】	219
第2	応急対策【関係各部】	221
第3	復旧対策【関係各部】	224

### 第3編 事故災害対策編

第1節	事故災害の概況	225
第2節	火災対策計画	225
第1	大規模火災予防【市民部、建設部、福祉部、消防組合】	225
第2	大規模火災対策【市民部、消防組合】	229
第3節	危険物等災害対策計画	232
第1	危険物等災害予防【消防組合】	232
第2	危険物等災害応急対策【消防組合、事業者、警察署、関係機関】	232
第3	高圧ガス災害応急対策計画【消防組合、埼玉県、警察署】	233
第4	火薬類災害応急対策計画【消防組合、埼玉県、警察署】	234
第5	毒物・劇物災害応急対策計画【消防組合、埼玉県、警察署】	234
第6	サリン等による人身被害対策計画【市民部、消防組合、埼玉県、警察署】	235
第4節	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画	237
第1	放射性物質及び原子力発電所事故災害予防【消防組合、事業者、埼玉県、国】	237
第2	実施計画【関係各部、消防組合、事業者、埼玉県】	238

第3	放射線関係事故災害応急対策計画【市、消防組合、事業者、埼玉県、警察、国】	241
第5節	農林畜産災害対策計画	250
第1	注意報及び警報の伝達【環境経済部】	250
第2	農業災害対策【環境経済部】	250
第3	畜産災害対策【環境経済部】	250
第6節	道路災害対策計画	252
第1	道路災害予防対策【市民部、建設部】	252
第2	道路災害応急対策【建設部、消防組合】	253
第7節	鉄道事故・施設災害対策計画	256
第1	予防対策【総務部、市民部、事業者】	256
第2	活動体制【総務部、市民部、事業者】	256
第3	情報の収集と伝達の基本方針【総務部、市民部】	256
第4	避難誘導【総務部、市民部、消防組合、事業者、警察署】	256
第5	消防活動【消防組合】	257
第6	応援要請【総務部、消防組合】	258
第7	医療救護【健康・子ども未来部、消防組合】	258

## 第4編 震災対策編

第1章	震災予防計画	259
第1節	過去の地震の履歴	259
第2節	地震被害想定	261
第1	想定地震	261
第2	活断層による地震動について	262
第3	想定結果	263
第3節	災害対応の方針	265
第4節	建築物・施設等の耐震性向上	266
第1	公共建築物等の耐震不燃化【建設部、各施設管理者】	266
第2	一般建築物の耐震不燃化【建設部】	266
第3	ライフライン施設【環境経済部、上下水道部、各事業者】	267
第4	交通施設【東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社】	272
第5節	防災都市づくり	274
第1	災害に強いまちづくりの推進【環境経済部、建設部、上下水道部】	274
第2	防災空間の整備・拡充【環境経済部、建設部】	274
第6節	地盤災害の予防	277
第1	液状化被害の状況	277
第2	軟弱地盤区域の安全措置【建設部、上下水道部、埼玉県】	277
第3	宅地造成地の安全対策【建設部、埼玉県】	278
第7節	地震火災等の予防	280
第1	大規模地震・火災に関する調査研究【市民部、消防組合】	280
第2	出火防止、初期消火体制の確立【市民部、消防組合】	280
第3	消防力の増強【市民部、消防組合】	280

第4	防災資機材の整備【市民部、消防組合】	281
第8節	震災に強い地域（社会）づくり	282
第1	自主防災組織の編成【市民部】	282
第2	自主防災組織の活動【市民部】	282
第3	地域の自主防災組織の育成・連携【市民部】	283
第4	事業所等における防災の推進【消防組合】	283
第5	市民及び事業者による地区内の防災活動の推進【市民部】	284
第9節	防災教育	285
第1	市民に対する防災知識の普及【市民部、教育部、消防組合、防災関係機関】	285
第2	職員等に対する防災教育【市民部】	286
第3	防災関係機関の組織の整備【市民部】	286
第4	関係機関相互の連携【市民部】	287
第10節	防災訓練	288
第1	訓練の種別【市民部】	288
第2	総合防災訓練の実施【市民部、関係各部、消防組合】	289
第3	事業所、自主防災組織が実施する訓練【市民部】	289
第4	その他の訓練【市民部】	289
第5	訓練の検証【市民部】	290
第11節	調査研究	291
第1	防災アセスメントに関する調査研究【市民部】	291
第2	震災対策に関する調査研究【市民部、建設部】	292
第12節	震災に備えた体制整備	294
第1	活動体制の整備【各部】	294
第2	災害広報・広聴体制の整備【総務部、市民部】	295
第3	他都市及び防災関係機関との連携及び応援体制【市民部】	296
第4	防災活動拠点及び緊急輸送ネットワークの整備【市民部、建設部】	297
第5	情報収集・伝達体制の整備【市民部、総務部】	300
第6	ボランティア等の活動支援の整備【市民部、久喜市社会福祉協議会】	301
第7	消防【市民部、消防組合、埼玉県】	302
第8	危険物【消防組合、埼玉県】	303
第9	救急救助【市民部、健康・子ども未来部、消防組合、埼玉県】	304
第10	医療救護【健康・子ども未来部】	305
第11	避難【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、教育部】	306
第12	飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備【財政部、市民部、環境経済部、福祉部、健康・子ども未来部、上下水道部】	311
第13	帰宅困難者対策【市民部、埼玉県】	313
第14	遺体の埋・火葬【市民部、福祉部】	317
第15	生活環境の整備対策【環境経済部、健康・子ども未来部、建設部、衛生組合】	317
第16	応急住宅対策【建設部】	319
第17	文教対策【市民部、教育部、消防組合】	320
第18	災害時の要配慮者対策【市民部、環境経済部、福祉部、健康・子ども未来部、建設	



	部、教育部、久喜市社会福祉協議会】 .....	322
第19	業務継続計画（BCP）【各部】 .....	329
<b>第2章</b>	<b>震災応急対策計画 .....</b>	<b>332</b>
第1節	応急活動体制 .....	332
第1	配備体制と動員計画【各部共通】 .....	332
第2	災害対策本部の設置・運営【総務部、財政部、市民部】 .....	335
第2節	災害情報の収集 .....	348
第1	地震情報の収集・連絡【総務部、市民部】 .....	348
第2	情報の連絡体制【総務部、関係各部】 .....	350
第3	災害情報等の収集・連絡【総務部、関係各部】 .....	354
第3節	災害広報計画 .....	360
第1	災害時における広報体制【総務部、市民部】 .....	360
第2	広報資料の収集【総務部】 .....	360
第3	市民への広報【総務部、関係各部】 .....	361
第4	報道機関等に対する発表【総務部】 .....	363
第5	帰宅困難者・要配慮者への広報【総務部、市民部、福祉部、埼玉県】 .....	363
第6	広聴活動【総務部、市民部】 .....	364
第4節	自衛隊災害派遣要請計画 .....	367
第1	派遣要請【市民部】 .....	367
第2	災害派遣部隊の受入れ体制【総務部、市民部】 .....	369
第3	自衛隊の自主派遣.....	370
第4	派遣部隊の撤収要請【市民部】 .....	371
第5	経費負担【財政部】 .....	371
第5節	相互応援協力計画・要員確保計画 .....	372
第1	地方公共団体、指定行政機関への応援要請【総務部、市民部、関係各部】 ...	372
第2	要員確保【関係各部】 .....	376
第6節	広域応援受入計画 .....	377
第1	地方公共団体等による派遣隊等の受入れ【総務部】 .....	377
第2	ボランティアの応援受入れ【市民部、関係各部、久喜市社会福祉協議会】 ...	378
第3	市民、自主防災組織等の協力【市民部】 .....	380
第7節	災害救助法の適用 .....	383
第1	災害救助法の概要【市民部、福祉部】 .....	383
第2	災害救助法の適用及び実施【市民部、福祉部】 .....	384
第3	災害救助法が適用されない場合の措置【関係各部】 .....	386
第8節	消防活動 .....	387
第1	消防活動の基本方針【消防組合】 .....	387
第2	初動体制の確立【消防組合、消防団】 .....	387
第9節	救急救助・医療救護 .....	392
第1	救急救助体制【消防組合】 .....	392
第2	傷病者搬送【消防組合、埼玉県】 .....	393
第3	医療救護【健康・子ども未来部、消防組合、埼玉県】 .....	394

第4	後方医療【健康・子ども未来部、消防組合、埼玉県】	397
第5	保健衛生【健康・子ども未来部、埼玉県】	399
第10節	避難	400
第1	避難活動【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、消防組合】	400
第2	避難所の設置・運営【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、教育部】	405
第11節	交通対策計画	410
第1	交通支障箇所等の情報収集【建設部】	410
第2	関係機関への通報【総務部、建設部】	410
第3	交通対策に関する措置【建設部】	411
第4	道路の応急復旧等【市民部、建設部】	412
第5	障害物の除去【建設部】	413
第12節	輸送計画	416
第1	緊急輸送路の確保【総務部、建設部】	416
第2	輸送力の確保【総務部、財政部】	416
第3	緊急輸送車両の標章及び証明書【関係各部】	417
第4	空中輸送手段の確保【総務部、市民部、消防組合】	417
第5	災害救助法が適用された場合の費用等【財政部】	418
第13節	生活支援計画	419
第1	飲料水の確保・供給【総務部、市民部、上下水道部】	419
第2	食料の供給【総務部、環境経済部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部】	422
第3	生活必需品の確保及び供給【環境経済部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部】	426
第14節	帰宅困難者対策	429
第1	現況	429
第2	帰宅困難者への情報提供【総務部、鉄道事業者、埼玉県】	429
第3	一時滞在施設の開設・運営【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、鉄道事業者、埼玉県】	430
第4	帰宅支援【事業者、埼玉県、健康・子ども未来部】	431
第15節	遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画	433
第1	遺体の捜索【市民部、福祉部、消防組合、警察署】	433
第2	遺体の収容・安置【市民部、福祉部】	434
第3	遺体の埋・火葬【財政部、福祉部】	435
第4	災害救助法の実施基準【福祉部】	435
第16節	環境衛生整備計画	438
第1	廃棄物処理【総務部、環境経済部、建設部、上下水道部】	438
第2	防疫活動【環境経済部、健康・子ども未来部】	443
第3	食品衛生監視【健康・子ども未来部】	444
第4	動物愛護【環境経済部】	445
第17節	公共施設等の応急対策	447
第1	公共建築物【建設部】	447
第2	ライフライン施設【市民部、総務部、上下水道部、各事業者】	448
第3	交通施設の応急対策【各事業者】	454
第4	その他公共施設等【環境経済部、施設管理者】	457

第 5	一般建築物等【財政部、建設部】	458
第 18 節	応急住宅対策	460
第 1	公営住宅及び応急仮設住宅の供与【福祉部、健康・子ども未来部、建設部】	460
第 2	住宅応急修理の実施方法【財政部、建設部】	462
第 3	民間住宅のあつ旋【建設部】	462
第 4	災害救助法の実施基準【建設部】	462
第 19 節	文教対策計画	464
第 1	発災時の学校長・園長の措置【教育部】	464
第 2	被害状況の報告【教育部】	464
第 3	教育施設の応急復旧対策【教育部】	465
第 4	応急教育の実施【教育部】	465
第 5	給食の措置【教育部】	466
第 6	学用品の給与【教育部】	466
第 7	授業料等の減免【教育部】	467
第 8	教育実施者の確保措置【教育部】	467
第 9	その他の措置【市民部、教育部】	467
第 10	文化財の保護【教育部】	467
第 20 節	要配慮者等の安全確保対策	468
第 1	要配慮者対策の基本方針【福祉部、健康・子ども未来部】	468
第 2	要配慮者に対する対策【総務部、市民部、環境経済部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、消防組合】	468
第 3	応急保育【健康・子ども未来部】	470
第 4	外国人の安全確保【総務部、市民部】	470
第 21 節	オープンスペースの管理体制の確立	472
第 1	空地の現況把握【建設部】	472
第 2	空地利用ニーズの申請【建設部】	472
第 3	空地利用の調整・管理【建設部】	473
<b>第 3 章</b>	<b>震災復旧復興対策計画</b>	<b>474</b>
第 1 節	迅速な災害復旧	474
第 1	復旧計画の基本方針	474
第 2	災害復旧事業期間の短縮	474
第 3	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	474
第 4	災害復旧事業の実施	477
第 2 節	計画的な災害復興	478
第 1	震災復興対策本部の設置	478
第 2	震災復興計画の策定	478
第 3	震災復興事業の実施【建設部】	478
第 3 節	生活再建等の支援	479
第 1	体制の整備【関係各部】	479
第 2	義援金品の受入れ、配分【福祉部、出納部】	479
第 3	被災者の生活確保【関係各部】	480

第4	被災中小企業の融資【環境経済部】	482
第5	尋ね人の相談【市民部】	482
第6	被災者台帳の作成【市民部、財政部、福祉部】	483
第7	罹災証明書の発行【市民部、財政部】	483
第8	被災証明書（農業）の発行【環境経済部】	484
第9	被災者に対する郵便局の特別取扱い【郵便局】	484
第4節	激甚災害の指定	486
第1	激甚災害指定の手続き	486
第2	激甚災害に関する被害状況の報告	486
第3	特別財政援助額の交付手続き	487
<b>第4章</b>	<b>東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画</b>	<b>488</b>
第1節	計画の位置付け	488
第1	策定の趣旨	488
第2	基本的な考え方	488
第3	前提条件	489
第2節	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置	490
第1	東海地震注意情報の伝達【市民部】	490
第2	活動体制の準備等	491
第3節	警戒宣言に伴う措置	492
第1	警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報【市民部、総務部】	492
第2	活動体制【市民部】	493
第3	広報【総務部】	493
第4	警備、交通対策【建設部、道路管理者、警察】	494
第5	教育・病院・社会福祉施設対策【教育部、健康・子ども未来部、福祉部】	496
第6	ライフライン対策【上下水道部、事業者】	500
第7	生活物資対策【総務部、財政部、環境経済部】	502
<b>第5章</b>	<b>火山噴火降灰対策</b>	<b>503</b>
第1節	火山噴火降灰対策の概況	503
第1	被害想定	503
第2節	予防・事前対策	504
第1	火山噴火に関する知識の普及【市民部、埼玉県】	504
第2	降灰による災害の予防・事前対策の検討【関係各部、警察、道路管理者】	506
第3	食料、水、生活必需品の備蓄【市民部】	506
第3節	応急対策	506
第1	応急活動体制の確立【市民部、関係各部】	506
第2	情報の収集・伝達【総務部】	506
第3	医療救護【健康・子ども未来部、消防組合、埼玉県】	507
第4	交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	507
第5	農業者への支援【環境経済部、埼玉県】	507
第6	降灰の処理【環境経済部、建設部、埼玉県】	508

## 第5編 広域応援編

第1節	事前対策	509
第1	広域応援体制の整備【市民部、埼玉県】	509
第2	広域支援拠点の確保【市民部、建設部、埼玉県】	509
第3	広域応援要員派遣体制の整備【総務部、関係各部、埼玉県】	509
第4	広域避難受入体制の整備【市民部、関係各部】	510
第5	市内被害の極小化による活動余力づくり【市民部、関係各部、埼玉県】	510
第2節	応急対策	511
第1	応援に必要な広域災害情報の収集【総務部、埼玉県】	511
第2	広域応援要員の派遣【総務部、埼玉県】	511
第3	広域避難の支援【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、埼玉県】	511
第4	がれき処理支援【環境経済部】	512
第5	環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援【環境経済部】	512
第3節	復旧・復興対策	513
第1	広域復旧復興支援【関係各部】	513
第2	遺体の埋・火葬支援【福祉部】	513
第3	生活支援【関係各部】	513

## 第6編 複合災害対策編

第1節	対策の方向性	514
第2節	予防・事前対策	515
第1	複合災害に関する防災知識の普及【市民部】	515
第2	複合発生時の被害想定の実施【埼玉県】	516
第3	防災施設の整備等【市民部、財政部】	516
第4	非常時情報通信の整備【埼玉県】	516
第5	避難対策【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、消防組合】	516
第6	災害医療体制の整備【健康・子ども未来部、消防組合、埼玉県】	516
第7	災害時の要配慮者対策【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、教育部、久喜市社会福祉協議会】	516
第8	緊急輸送体制の整備【市民部、建設部】	516
第3節	応急対策	517
第1	情報の収集・伝達【総務部、市民部、関係各部】	517
第2	交通規制【建設部、道路管理者、警察】	517
第3	道路の修復【建設部、道路管理者】	517
第4	避難所の再配置【市民部、福祉部】	517

